

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部長野県済生会規則

平成	十一年	二月二十八日制定
平成	十二年	十二月四日改正
平成	十三年	四月一日改正
平成	十四年	四月一日改正
平成	十七年	四月一日改正
平成	十九年	四月一日改正
平成	二十年	四月一日改正
平成	二十三年	四月一日改正
平成	二十四年	四月一日改正
平成	二十四年	十月一日改正
平成	二十六年	四月一日改正
平成	二十七年	四月一日改正
平成	二十九年	四月一日改正
令和	二年	三月二十三日改正

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本支部は、社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会定款（以下「定款という。」）
第五十四条第二項に定めるところにより、社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。）と称する。

(目 的)

第二条 本支部は、^{恩賜財団} 済生会創立の趣旨を承けて済生の実を挙げ、本県における社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第三条 本支部は、定款第一条及び第二条に定めるところにより長野県内に次の社会福祉事業を行う。

一 保育所

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部長野県済生会 済生会長野保育園（設置経営）
長野市三輪八丁目四三番八号

（以下、本支部各規程において「済生会長野保育園」という。）

二 特別養護老人ホーム

佐久市特別養護老人ホームシルバークラウドみつい（管理経営）

佐久市新子田866番地

三 老人短期入所事業

佐久市特別養護老人ホームシルバークラウドみつい（管理経営）

佐久市新子田866番地

四 老人デイサービスセンター

佐久市みついデイサービスセンター（管理経営）

佐久市新子田866番地

（以下、本支部各規程において第二号、第三号及び第四号を総称する場合「シルバークラウドみつい」という。）

五 特別養護老人ホーム

佐久市特別養護老人ホームシルバークラウドきしの（管理経営）

佐久市根岸113番地1

六 老人短期入所事業

佐久市特別養護老人ホームシルバークラウドきしの（管理経営）

佐久市根岸113番地1

（以下、本支部各規程において第六号及び第七号を総称する場合「シルバークラウドきしの」という。）

2 本支部の施設は児童福祉、老人福祉、生活保護その他社会福祉として活動し、又はこれらの福祉事業のため必要な役務を提供する。

3 社会福祉事業を開始し、又は廃止しようとするときは、支部理事会の議決を経て理事長に報告しなければならない。

4 第一項の社会福祉事業の名称及び開設の場所等、重要な事項を変更しようとするときは、支部理事会の議決を経て、理事長に報告しなければならない。

（事務所）

第四条 本支部は、定款第四条第二項に定めるところにより事務所を長野県佐久市新子田866番地に置く。

2 前項の所在地を変更しようとするときは、定款変更を要するため、支部理事会の議決を経て理事長に申請しなければならない。

第二章 支部会長、副会長及び役員

（支部会長及び副会長）

第五条 本支部に支部会長及び副会長を置くことができる。

2 支部会長は、本支部を統裁する。

3 支部副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは代わってその職務を行う。

4 支部会長及び副会長の候補者は、支部理事会において選任し、理事長に推薦する。

（役員の数）

第六条 本支部に、次の役員を置く。

一 理事 十名

二 監事 二名

（支部理事及び支部理事会）

第七条 支部理事は、支部理事会の同意を得て、支部長が委嘱する。

2 支部理事会は、定款第三十七条第一項に定める支部長の候補者を支部理事の中から選任し、理事長に推薦する。

3 支部長は、定款第三十七条第二項に基づき、理事長からの委任に基づき、従たる事務所の業務を行う。

4 本支部の業務の決定は、支部理事をもって組織する支部理事会によつて行う。

5 支部長は、支部理事の中から支部常務理事一名を選任する。

6 支部常務理事は、支部長の下で、本支部の常務を処理し、職員を指揮監督する。

7 支部長は、支部理事会を招集し、その議長となる。

8 支部長は、支部理事総数の三分の一以上の支部理事又は支部監事から会議に附すべき事項を示して支部理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

9 支部理事会は、所属施設に対し事業経営の方針を指示し、事業執

行の状況を監督し、必要と認める指示を与える。

10 支部会長及び副会長は、本支部の役員を兼務することができない。

(支部役員の報酬等)

第七条の二 支部役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、支部役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 支部役員には費用を弁償することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、支部理事会の議決を経て、支部長が別に定める。

(支部理事会の議事)

第七条の三 支部理事会は、支部理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 支部理事会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き支部理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第一項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び支部理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

4 支部理事会の議決について、特別の利害関係を有する支部理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 議長及び支部理事会において選任した支部理事二名は、支部理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(支部理事会の議決事項)

第七条の四 支部理事会は、次に掲げる事項を議決する。

一 この規則で定めた事項

二 金銭の借入

三 その他業務に関する事項

(支部監事)

第八条 支部監事は、支部理事会において選任し、支部長が委嘱する。

2 支部監事は、本支部の理事、職員及びこれに類する他の職務を兼任することができない。

3 支部監事は、支部理事の業務執行の状況及び本支部の財産の状況を監査しなければならない。

4 支部監事は、支部理事の業務執行の状況又は本支部の財産の状況について、支部理事に意見を求めるものとする。

5 支部監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、支部理事会及び支部長に報告するものとする。

6 支部監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、支部長に対し支部理事会の招集を請求し、支部理事会に出席して意見を述べるものとする。

(支部役員の任期、補充及び報告)

第八条の二 支部役員の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

2 支部役員の欠員は、支部理事はその三分の一、支部監事は二分の一を超えることができない。

3 支部長の任期は、支部理事として在任する期間とする。

4 支部常務理事の任期は、支部理事として在任する期間とする。

5 支部会長及び副会長の任期は、各々その職として在任する期間とする。

- 6 補欠の支部役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 支部役員を委嘱したとき及び解嘱したときは、理事長に報告しなければならぬ。
- 8 支部常務理事を委嘱したとき及び解嘱したときは、支部理事会及び理事長に報告しなければならぬ。

(支部役員解任)

- 第九條 次の各号に該当した支部役員は、支部理事会において支部理事総数の三分の二以上の同意を得て、解任することができる。
- 一 本支部の名譽を著しく傷付けた者
 - 二 本支部に多大の損害を与えた者
 - 三 前二号に準ずる行為があつた者
 - 2 前項の議決をするときは、第七條の三第三項は適用しない。

第三章 資産及び會計

(總則)

第十條 本支部の資産及び會計は法令等及び定款に定めるところによるほか本章の規定による。

(資産)

- 第十一條 本支部の管理する資産は次に掲げるものより成る。
- 一 定款第五十五條第二項の定めるところにより本支部の管理に属する資産
 - 二 共同募金の配分金及びその他の寄付金品

- 三 社会福祉事業から生ずる収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 公益事業から生ずる収入
- 六 収益事業から生ずる収入
- 七 その他の収入

(基本財産の取得、変更及び処分等)

第十二條 基本財産を取得、変更、処分又は担保に供しようとするときは、支部理事会の議決を経て理事長に申請しなければならない。

(公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産の処分)

- 第十三條 公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産のうち不動産を処分又は担保に供しようとするときは、支部理事会の議決を経なければならない。
- 2 前項の不動産のうち、法人理事会の承認を要する公益事業用財産を処分又は担保に供しようとするときは、理事長に申請しなければならない。
 - 3 第一項の不動産のうち、法人理事会が定める金額以上のその他財産を処分したときは、理事長に報告しなければならない。

(予算)

第十四條 本支部の事業計画及び予算は支部長が作成し、毎會計年度二カ月前に支部理事会の議決を経、定款第四十五條第三項の定めるところにより理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画及び予算を改訂する場合は前項に準ずる。

(決算)

第十五条 本支部の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は毎会計年度終了後一カ月以内に支部長において作成し支部監事の監査を経てから、支部理事会の認定を得、定款第四十六条第二項の定めるところにより理事長に提出しなければならない。

(経理事務)

第十六条 経理事務は、定款第四十九条に定めるところにより行う。

第四章 支部事務局及び施設の組織並びに職員

(支部事務局の組織)

第十七条 本支部に事務を処理するため支部事務局を置く。

2 支部事務局の組織は次のとおりとする。

一 総務課

3 支部事務局の事務を統括するため、支部事務局長又は支部参事を置くことができる。

(支部事務局の職員の任免)

第十八条 支部事務局の職員は支部長が任免する。

2 支部長は前項の権限を必要な者に委任することができる。

(施設の組織等)

第十九条 施設に施設長(園長)を置くほか、必要な職を置く。

2 前項に定める施設の組織は、施設毎に、支部長が別に定める。

(施設の職員の任免)

第二十条 施設の職員は支部長が任免する。

2 支部長は、定款第三十条第三項の規定により理事長が定める施設の長の候補者を支部理事会の議決を経た上で、理事長に推薦する。

3 前項以外の施設の長及び事業の管理者の任免は、支部理事会の議決を経た上でこれを行うものとする。

4 前二項に規定する職員以外の職員の任免については、支部長はこれを施設長その他必要な者に委任することができる。

(名誉施設長及び名誉園長)

第二十一条 本支部の定款三十条第三項に規定する施設の長として勤続多年にわたり功績著しかった施設長が退職したときは名誉施設長又は名誉園長の称号を授与するため支部長が支部理事会の議決を経て理事長に推薦する。

第五章 支部規則の変更及び諸規則等

(処務規程等)

第二十二条 本支部事務局及び所属施設の処務規程、給与規程及び就業規則等は支部理事会の議決を経て支部長がこれを定める。

2 本支部事務局の処務規程、給与規程及び就業規則等は老人福祉施設の各種規程に準ずる。

(この規則に定めのない事項)

第二十三条 この規則に定めのない事項で、本支部の運営上必要な事

項については、支部理事会の議決を経て支部長がこれを定める。

(この支部規則の変更)

第二十四条 この支部規則を変更するときは、支部理事会の議決を経て理事長に報告しなければならない。

附則

この規則は、平成十一年二月二十八日から施行する。

附則

この規則は、平成十二年十二月四日から施行する。

附則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この改正は、平成二十六年四月一日から施行する。

(役員の内任に関する措置)

第二条 この改正に選任された役員(会長及び副会長含む。)の内任については、第八条の二の規定に関わらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(施行当初の支部会長及び副会長候補者の推薦)

第三条 この改正の施行当初の支部会長及び副会長の候補者は、施行日前に開催される理事会において選任し、理事長に推薦する。

(施行当初の支部役員の内任)

第四条 この改正の施行当初の支部役員は、施行日前に開催される理事会において選任する。

(施行当初の支部長候補者の推薦)

第五条 この改正の施行当初の支部長候補者は、前条の規定により選任された支部理事の中から施行日前に開催される理事会において選任し、理事長に推薦する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日に遡及し施行する。

附則

この規則は、令和二年三月二十三日から施行する。